

岐阜県立岐阜北高等学校 部活動方針

■ 目 標

1. 健全な趣味や豊かな教養を身につけて、個性の伸長を図る。
2. 健康の増進と自由時間の自主的活用を図る態度を身につける。
3. 自主性を育てるとともに集団において協力する態度を養う。
4. 相互の協力によって、能力を深め、技術を高める。

■ 部の設置

<運動系>

- ・野球部 ・陸上競技部 ・水泳部 ・卓球部 ・ソフトテニス部 ・テニス部
- ・バドミントン部・ハンドボール部 ・バレーボール部 ・サッカー部 ・バスケットボール部
- ・柔道部 ・剣道部

<文科系>

- ・放送部 ・吹奏楽部 ・演劇部 ・コーラス部 ・美術部 ・自然科学部 ・マルチメディア部
- ・E S S 部 ・茶道部 ・囲碁将棋部 ・書道部

■ 活動時間・休養日

- ・学期中の休養日 原則、平日1日以上、休日1日以上、週2日以上とする。
- ・長期休業中の休養日 原則、大会日を除いて半分以上を休養日とする。
- ・1日当たりの活動時間 原則、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。

・その他

※学期中の週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

※試合期や長期休業など、まとまった練習等の時間が必要となる場合には、それを妨げるものではないが、超過した活動日数や時間については、休養日や時間を他の日に振り替える。

■ 体罰等の禁止

部活動顧問（社会人、外部指導者を含む）は、運動部活動の実施に当たっては、体罰・ハラスメント・不適切な発言等のない指導をあらためて徹底する。

■ 安全配慮と緊急体制の整備

日頃から安全点検や安全指導、危機管理体制の確認等、事故防止に向けた取組を行う。

■ 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができないことから、顧問としての指導に関する基本方針・年間、月間計画等を明確にし、保護者に示す。

■ その他

その他、特別な事情がある場合は、別途協議し、学校長が判断する。